

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	公立保育所副食費物価高騰対策補助等事業	①公立保育所における給食の提供に係る食材費の増加に対応し、需用費として確保する。物価高騰の影響を受けた、公立保育所に子どもを通わせている子育て世帯を支援するため、公立保育所における高騰した食料品の購入費用を増額することにより、食料品価格高騰による副食費の保護者負担を軽減するため。 ②高騰した分の食材購入費(教職員は除く。) ③園児1人、1食当たり:10円 1食当たり10円を市で負担することで、副食費の保護者負担を月額4,900円に抑える。 408,900食×10円=4,089,000円 ④給食食材費 公立保育所14園、公立保育所入所児童の保護者	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	私立保育所等副食費物価高騰対策補助等事業	①私立保育所等における給食の提供に係る食材費の増加に対応し、支援を行う。物価高騰の影響を受けた、私立保育所等に子どもを通わせている子育て世帯を支援するため、私立保育所等における高騰した食料品の購入費用を補助することにより、食料品価格高騰による副食費の保護者負担を軽減するため。 ②高騰した分の食材購入費(教職員は除く。) ③園児1人、1食当たり:10円 1食当たり10円を市で負担することで、副食費の保護者負担を月額4,900円に抑える。 599,500食×10円=5,995,000円 ④給食食材費 私立保育所7園、私立認定こども園7園、私立小規模保育事業所3園、私立幼稚園3園、私立保育所等の保護者	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費物価高騰対策補助事業	①物価高騰の影響を受けた、小中学校における給食材料が高騰しているに伴い、各給食センターへ高騰した給食材料に係る補助金を交付することにより、給食材料高騰分の保護者への価格転嫁を行わず、小中学校に通わせている子育て世帯を支援する。 ②高騰した分の食材購入費に係る補助金 ③高騰した分の食材購入費(教職員は除く。)(国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当する。) ・南部給食センター:23,701,300円(474,026食×50円) ・北部給食センター:32,766,800円(655,336食×50円) ・臼田給食センター:8,623,500円(172,470食×50円) ・望月給食センター:8,318,400円(166,368食×50円) 計73,410,000円 ④市内給食センター(4施設)、小中学校の保護者	R8.4	R9.3
4	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業エネルギーコスト削減助成事業(物価高騰対策)(R7国補正予算充充分)	①原油価格・物価高騰などの影響を受ける市内中小事業者等のエネルギーコストの削減、収益構造の改善等を支援するため、市内中小事業者等が取り組む省エネルギー性能の高い機器及び設備の更新に要する経費に対して助成金を交付する。 ②助成金 ③助成率1/3以内、限度額25万円(付帯設備)若しくは300万円(生産設備) R8予算額3,000万円 ④中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は市内に事業所並びに住所を有する個人事業主等	R8.4	R9.3
5	⑥中小企業・小規模事業者の質上げ環境整備	小規模事業者経営指導補助事業(物価高騰対策)	①物価高騰の影響を受けている事業者の質上げ環境整備につなげるため、商工会議所及び商工会が行う小規模事業者に対する総合的な経営指導事業に要する経費に対して補助金を交付する。 ②補助金 ③県補助金総額の1/3以内 計2,800万円 ④商工会議所及び商工会	R8.4	R9.3
6	⑥中小企業・小規模事業者の質上げ環境整備	販路拡大支援補助事業(物価高騰対策)	①物価高騰の影響を受けている事業者の質上げ環境整備につなげるため、新市場の開拓又は販路拡大を目的として、国や地方公共団体が主催、共催又は後援している展示会、見本市等へ出店するために要する経費に対し補助金を交付する。 ②補助金 ③対象経費の30%以内、限度額 国内:10万円、海外:45万円 R8予算額190万円 ④市内に営業所又は事業省を有する法人(個人事業主を含む)	R8.4	R9.3
7	⑥中小企業・小規模事業者の質上げ環境整備	佐久ものづくり支援補助事業(物価高騰対策)	①物価高騰の影響を受けている事業者の質上げ環境整備や、地域における産業の育成及び発展に資するため、企業間の連携による新製品及び新技術の共同開発に取り組む中小企業者に対し補助金を交付する。 ②補助金 ③補助対象経費の10分の5以内 限度額:500万円(医療業、老人福祉又は介護事業を営む事業所との共同開発の場合は、限度額を100万円増額) R8予算額2,000万円 ④共同開発を行う中小企業者で、共同開発の主体となり、市内に事業所を有するもの	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地域産業ブランディング支援補助事業(物価高騰対策)	①物価高騰の影響を受けている事業者の賃上げ環境整備につなげるため、市内の企業や産業のPR及びブランド力強化のために行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。 ②補助金 ③対象経費の2分の1以内 限度額:360万円 ④一般社団法人佐久産業支援センター	R8.4	R9.3
9	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対策分)に係る利子補給金支援事業(国R7補正予算充当分)	①原油価格・物価高騰などの影響を受ける市内中小企業者等が利用する中小企業振興資金融資制度に基づく融資の返済に係る負担を軽減するため、市内中小企業者等の利子の支払に要する経費に対して補給金を交付する。 ②補給金 ③貸付利率1.3%のうち1.1%(3年間) R8実行見込305件 利子補給金額見込み: R8 10,134,563円 R9 22,833,648円 R10 17,770,928円 R11 8,110,886円 計58,850,025円(基金充当可能金額)→R8予算額30,000,000円に充当(見込み) ④市内中小企業者等	R9.3	R9.3
10	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対応地球温暖化対策支援事業	①エネルギー価格・物価高騰及び地球温暖化対策として高効率給湯器、次世代自動車・充電設備、宅配ボックスの購入に対する補助金を交付する。 ②高効率給湯機器(電気温水器・ガス温水器・石油温水器・ハイブリッド給湯器)/次世代自動車(PHEV)・普通充電設備・V2H充放電設備/宅配ボックス ③(1)高効率給湯機器設置費:補助率1/5又は1/3 (上限:6万円～24万円※対象機器による。) 27,720千円(228台) (2)PHEV車購入費:国の補助金の1/2以内(上限20万円) 普通充電設備設置費:1/2以内(上限15万円) V2H充放電設備設置費:上限10万円 5,200千円(35件) (3)宅配ボックス購入費:1/3又は1/2(上限1万円又は1万5千円) 2,000千円(160戸) 計34,920千円 ④自己の所有に属する建物に設置しようとする者 市内に住所を有する個人又は法人 など	R8.6	R9.3
11	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応家庭系ごみ袋価格補填事業	①物価高騰対策として家庭系ごみ袋の小売価格の上昇を抑えるための家庭系ごみ袋製造販売委託料の増額分に対して交付金を充当する。 ②中東情勢の悪化により佐久市指定家庭系ごみ袋の原材料費が高騰し、製造単価が上昇していることから、ごみ袋の販売価格上昇を抑え、市民生活の負担軽減を図るために、家庭系ごみ袋製造販売委託料の増額分に対する交付金 ③佐久市指定家庭系ごみ袋(令和8年8月～令和9年3月) 可燃(小) 83,200組×11.50円(増額分)=956,800円(税抜き) 可燃(大) 198,800組×19.40円(増額分)=3,856,720円(税抜き) 埋立(小) 5,840組×14.59円(増額分)=85,206円(税抜き) 資源物(小) 33,320組×14.59円(増額分)=486,139円(税抜き) 資源物(大) 90,540組×24.30円(増額分)=2,200,122円(税抜き) 生ごみ(生分解性) 8,780組×120.00円(増額分)=1,053,600円(税抜き) 計8,638,587円(税抜き) 9,502,447円(税込み) ④佐久市指定家庭系ごみ袋製造販売業者	R8.6	R9.3
12	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設電気料金高騰対策事業(国R7補正予算充当分)	①市立小・中学校施設において、電気料金高騰の影響を緩和し、安心安全な学校の運営を目的とする。 ②電気料 ③R8電気料金想定 小学校:35,000千円、中学校:25,500千円 電気料金に対令和3年物価上昇率(長野市・エネルギー)21.15%(参考:R7)を掛けて算出した物価高騰影響額を上限とし、配分交付金の範囲内で交付金を充当する。 【物価高騰影響額】 小学校:35,000千円×21.15%=7,403千円 中学校:25,500千円×21.15%=5,393千円 計12,796千円(R8.6時点概算) ④市立小学校14校の児童、市立中学校7校の生徒	R9.3	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	指定管理施設価格高騰対策支援事業(国R7補正予算充充分)	①原油価格・物価高騰に伴い、急激な電気代・ガス代・燃料代の高騰の影響を受けている指定管理施設に対し、電気代・ガス代・燃料代の価格高騰分を支援する。 ②原油価格・物価高騰に伴う電気代・ガス代・燃料代等の価格高騰分に係る支援金 ③電気代・ガス代・燃料代につき、令和3年度と令和8年度の平均単価の差額に、令和8年度の使用量を乗じた額を交付金の金額とする。 ・幼児・児童施設:3,070千円 ・福祉施設等:6,350千円 ・観光施設等:12,330千円 ・文化施設:3,970千円 ・スポーツ施設:10,870千円 計36,590千円(R8.6時点概算) ④市内各施設の指定管理者(地方公共団体が事務を執行するための庁舎や研究施設などは含まない。)	R9.2	R9.3